

固定資産税・都市計画税は 1月1日の現況で所有者に課税

土地および家屋に係る令和2年度固定資産税と都市計画税は、令和2年1月1日現在の現況に基づき、令和2年1月1日現在の所有者に課税されます。▽令和2年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産係までご連絡ください。

▽令和2年1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、令和2年度の固定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税され、納めていただくこととなります。
* 売買時に、売買の日以降の負債

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添付して、家屋を新築された翌年の1月31日までに申請してください。

減額される住宅の要件、必要書類など、詳しくは税務課資産係へお問い合わせください。

令和2年1月1日現在において償却資産を所有されている人は、令和2年1月31日(金)までに申告してください。
* 資産の種類など詳しくは税務課資産係へお問い合わせください。

担について、当事者間で協議しておいてください。また、所有権移転登記はなるべく早く済ませていただきますようお願いいたします。

償却資産の申告は 1月31日(金)まで

早期の提出にご協力ください
償却資産とは、会社、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械などの有形固定資産が対象になります。

宇治税務署からのお知らせ

令和元年分の確定申告期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで

宇治税務署の申告会場は、2月17日(月)から開設します(閉庁日を除く。なお、2月14日(金)以前は開設していません)。

場所 八幡市文化センター
※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅ローン控除(初年度)等の相談は不可。
確定申告書の作成は「確定申告等作成コーナー」が便利!
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。

相談受付時間は、午前9時から午後4時までとなります。なお、混雑状況によっては、早めに受け付けを終了させていたたく場合もございます。

確定申告書の作成は「確定申告等作成コーナー」が便利!
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。

●税理士による申告相談
日時 2月12日(水)・13日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)

◆市役所税務課市民税係では、1月23日(木)より配布いたします。

宇治税務署(☎0774-44-4141)

税務課資産係(☎983-2480)

施設等利用費(10月から12月分)の請求について

施設等利用給付認定の2号・3号認定を受けた人で、
①幼稚園等の預かり保育
②認可外保育施設
③一時預かり事業
④病児保育事業
⑤ファミリーサポートセンター事業
を利用している場合、利用費の給付上限範囲内で給付費を支給します。該当される人は必要書類を添えて申請してください。今回は、令和元年10月～12月利用分が対象となります。

提出先 利用中の施設または市役所保育・幼稚園課
提出期限 1月10日(金)
必要書類 ②施設等利用費請求書、⑥子ども・子育て支援提供証明書(兼領収書または兼領収済通知書)
なお、利用料を現金払いされている場合は、領収証も必要となります。
※②市ホームページや保育・幼稚園課で配布、⑥利用された各施設で発行。
支給時期 1月末頃(予定)

※1 請求に必要な書類がそろっていない場合や提出期限を過ぎた申請は、次回の支給となります。
※2 請求書の様式や施設等利用給付の詳細は、市ホームページをご覧ください。
※3 幼稚園や認定こども園(教育部分)に通い、左記②～⑤の事業を利用している人は、利用中の施設が実施する預かり保育事業が国の定める基準を満たしていない場合のみ無償化の対象となります。基準を満たしているか否かは、各施設にご確認ください。
園保育・幼稚園課(☎983-1122)



第1回八幡市地域公共交通会議を開催しました

将来の公共交通網を協議する、「第1回地域公共交通会議」を11月15日、国、バス事業者、住民、学識経験者など約50人が参加のもと開催しました。

会議では、京阪バスの渋滞に対応した一部経路変更等が報告され、委員から多くの意見が寄せられました。続いて、同会議議長の井上学さん(立命館大学アート・リサーチセンター客員協力研究員)の基調講演、また、学識経験者2人と京都運輸支局長、森下副市長らがパネリストを務めた座談会を実施しました。

全体を通して、バス事業者の深刻な乗務員不足や既存バス路線維持の大切さが提起され、これからの「公共交通」は行政だけでなく、地域や事業者がともに作り育てていくものであると話されました。同会議は今後も開催していきますので、傍聴を希望される人はご参加ください。
園管理・交通課(☎983-5144)

国保からのお知らせ

●高額療養費(外来年間合算)
70歳以上の国民健康保険(国保)の被保険者で、基準日(※)時点まで一般、または、低所得区分である被保険者について、計算期間(平成30年8月1日～令和元年7月31日)のうち、一般、または、低所得区分であった月の外来にかかる医療費が個人ごとに14万4000円を超える場合に、その超えた額を支給する制度です。
対象期間中に他市町村から転入された人や、八幡市の国保以外に加入していた場合は、その自己負担額も合算できる場合があります。詳しくは令和元年7月31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。
対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人には、1月中旬から順次、支給の勧奨通知をお送りします。(※)基準日は原則、令和元年7月31日ですが、計算期間の途中で健康保険の加入者でなくなった場合(死亡、海外への転出、生活保護受給等)は、加入者でなくなった日の前日となります。
●後期高齢者医療
後期高齢者医療制度においては、計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等を把握している場合は、広域連合で計算を行い、3月以降に支給をいたしますので、申請の必要はありません。また右記に該当されずに申請が必要な人には、3月以降に順次、市から支給の勧奨通知をお送りしますので、申請してください。
●老人医療
老人医療制度においては、従来高額療養費の勧奨通知は送付していませんので、該当されるとおまわられる人は、領収書をすべてお持ちください。
●その他、申請時に必要なものなど詳しくはお問合せください。
園国保医療課(☎983-2480)

国民健康保険料(第8期分)の納期限は 令和2年1月31日(金)です

※市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納めてください。
園税務課収納係(☎983-2481)